

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 7 月 17 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	21	介護保険事業の取扱いについて
1 介護保険事業計画については、現行の第 2 期計画を新町に引き継ぎ、第 3 期計画は、両町同一のコンサルタントを採用し調整する。 2 保険料については、現事業計画期間（第 2 期：平成 17 年度末）までは、現行のまま新町に引き継ぎ、不均衡保険料とする。 第 3 期介護保険事業計画（平成 18 年度から平成 20 年度）以降については、新町において算定し、同一保険料とする。 3 介護保険給付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ちよることとする。		

平成 16 年 7 月 17 日 確認・継続審議